

総社市告示第106号

総社市高齢者生活管理指導短期宿泊（高齢者ショートステイ）事業実施要綱（平成17年総社市告示第40号）の一部を次のように改正する。

令和元年12月20日

総社市長 片岡 聡 一

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(利用者の負担) 第9条 略 2 前項の利用者の負担額は、1日当たり<u>1,820円</u>とする。</p>	<p>(利用者の負担) 第9条 略 2 前項の利用者の負担額は、1日当たり<u>1,730円</u>とする。</p>

附 則

この告示は、公布の日から施行し、令和2年4月1日以後の利用に係る利用料について適用する。